青森県教育委員会第763回定例会会議録

期 日 平成24年8月1日(水)

場 所 教育庁教育委員会室(非公開は教育委員室)

議事目録

議案第1号 学校職員の人事について・・・・・・・・・・・・・原案決定 議案第2号 青森県生涯学習審議会委員の人事について・・・・・・原案決定

そ の 他 職員の懲戒処分の状況

その他 県立高等学校教育改革第3次実施計画【後期】について

そ の 他 県立高等学校教育改革第3次実施計画【後期】に係る請願について

平成24年8月1日(水)

- ・開会 午後1時31分
- ・閉会 午後2時01分
- ・出席者の氏名

鈴木秀和、島康子、高橋幸江、清野暢邦、橋本都(教育長)

- ・説明のために出席した者の職 中平教育次長、中村教育次長、佐藤参事、職員福利・学校教育・教職員・学校施設・生 涯学習・スポーツ健康・文化財保護各課長
- ·会議録署名委員 島委員、清野委員
- ・書記 大舘利章、村上健

会 議

議事

議案第1号 学校職員の人事について (非公開の会議に付き記録別途)

議案第2号 青森県生涯学習審議会委員の人事について

(中野生涯学習課長)

青森県生涯学習審議会設置条例により設置している青森県生涯学習審議会委員の任期が 平成24年8月20日をもって満了するので、新たに委員を委嘱するものである。

今回委嘱する委員のうち、新任は、野呂徳治氏、横内清信氏、山上恵子氏、渋谷尚子氏、中上千壽子氏、浮木隆氏、田頭順子氏、佐藤江里子氏、工藤秀美氏、境香織氏、斉藤雅美氏の11名、再任は、太田博之氏ほか3名の計15名である。なお、堀内彩子氏、斉藤雅美氏は公募により選考した委員である。

また、青森県生涯学習審議会設置条例第2条第2項の規定に基づき、知事の意見を求めたところ、7月24日付けで同意する旨の回答を得ている。

委員の任期は、平成24年8月21日から平成26年8月20日までの2年間である。

(鈴木委員長)

何か質問、意見はあるか。

なければ、議案第2号は原案のとおり決定することに異議はないか。

(全委員)

異議なし。

(鈴木委員長)

議案第2号は原案どおり決定する。

そ の 他 職員の懲戒処分の状況

(奈良教職員課長)

教育委員会が7月に行った職員に対する懲戒処分のうち、社会的影響が大きな事案である事案3、事案4について説明する。これらは、すべて処分後、速やかに公表したところである。

まず、事案3は、弘前市の中学校教諭が、平成24年5月21日月曜日午後9時2分頃、 弘前市内の市道において、酒気を帯びた状態で自動車を運転し、検挙されたもので、免職 の懲戒処分を行ったものである。 次に、事案4は、上北地域市部以外の中学校教諭が、平成22年9月下旬頃、18歳未満であることを知りながら、県内在住の当時女子中学校生に対して淫らな行為を行い、また、平成23年8月にも、県内在住の当時女子中学校生に対して淫らな行為を行ったもので、6月14日に青森県青少年健全育成条例違反で逮捕され、7月4日には、同条例違反で再逮捕、そして、7月13日に起訴され、免職の懲戒処分を行ったものである。

(教育長)

教職員の服務規律の確保については、これまでも再三にわたり指導の徹底を図ってきたが、これらの事案が発生したことは極めて遺憾であり重く受け止めている。

これらの事案を受けて、去る7月18日に市町村教育委員会及び県立学校に対し、服務 規律の確保の徹底について通知を発出するとともに、各校長会や市町村教育委員会連絡協 議会教育長会にも服務規律確保のための対策をお願いしたところである。

さらに、市町村立小中学校の教職員については、市町村教育委員会が服務を監督していることから、各教育事務所管内において、市町村教育委員会教育長会議を開催し、教職員の非違行為の再発防止を要請したところである。

県教育委員会としては、市町村教育委員会、校長会等、関係機関と連携し、教職員の服務規律の厳正な確保に取り組み、学校と一丸となって、信頼される学校づくりに努めるとともに、教職員一人一人が自覚を持って、服務規律の確保に努めるよう、引き続きあらゆる機会を通して指導の徹底を図って参りたい。

(清野委員)

まず、事案2についてであるが、この件は報道されているのか。また、「4週間の加療」 ということで、被害生徒はかなりの怪我を負わされているが、刑事事件になっていないの か。そして、父兄の反応、学校の対応、被害生徒の状況はどうなっているのか。

(奈良教職員課長)

この件については、報道はされていない。また、刑事事件にはなっていない。

学校では、今回の体罰について、PTA会長とも相談して、学年保護者集会を開催することも検討していたようだが、体罰により怪我をした生徒の保護者が子どもが早く普通の生活に戻れることを希望したため、学校では、学年保護者集会は開催しないこととしたと聞いている。そのようなことから、怪我をした生徒とその保護者は、学校側からの説明と謝罪に理解を示してくれたと聞いている。

怪我をした生徒については、以前と変わらず通学していると聞いている。

(清野委員)

こういう事件については、大津の事件もあり、警察が積極的に関与していく流れになっていると思う。警察が動くということは、今のところ考えられないのか。

(奈良教職員課長)

こちらでは了知していない。

(清野委員)

事案4については、報道されたのが先だった。十和田市教育委員会が報告書を作るのに 時間を要したということだが、県教委へは、正式な報告書が提出される前に、電話での一 報もなかったということか。

(奈良教職員課長)

委員がおっしゃっているのは、事案4のことではなく、先日報道された十和田市の中学校の体罰のことだと思うが、その件については、発生した翌日に、教育事務所の方から電話連絡等で概要の報告を受けている。

小中学校の教職員が体罰を行ったときは、まず、服務監督権限がある市町村教育委員会 や学校が、そこに至る経緯やその後の生徒や保護者への対応を含めた報告を県教育委員会 に提出することになっている。その後に、県教育委員会が事実確認を行って、処分等の検 討をすることになるので、ある程度の時間がかかることになる。

(清野委員)

了解した。ただ、大きく報道されるような事案について、私たちが報道で知るというの は良くないので、連絡は迅速にいただきたいと思う。

その他 県立高等学校教育改革第3次実施計画【後期】について

(奈良教職員課長)

7月25日から県内6地区11会場で開催することとしている後期計画(案)に係る地区説明会について、先週までに終了した5会場の状況を報告する。

まず、説明会の開催目的であるが、第3次実施計画【後期】策定に向けて、実施計画(案)の考え方等を説明し、県民の皆様から御意見を伺うために開催するものである。

なお、7月の教育委員会定例会で、これまで陳情や署名簿をいただいている藤崎町と田子町については、地区説明会とは別に地元で説明会を開催して、丁寧に説明することが必要であるという御意見があったことから、2会場での説明会を追加している。

また、県議会文教公安委員会において、弘前市での説明会の日程について、岩木地区の祭りと重なっているという御意見があったことから、岩木地区での説明会を追加している。 次に、2の開催状況についてである。

黒石市、五所川原市、南部町、八戸市、十和田市の5会場において、参加者の合計は90人となっている。また、今回の説明会においても参加者にアンケートの記載をお願いしているが、これまでの回収率は48.9%という状況である。

なお、7月30日以降は、田子町、藤崎町などの個別説明会を含めて、6会場での説明会を予定しており、このうち、弘前、青森の2会場については、7月30日と31日で説明会を実施したところである。

各会場の状況であるが、まず、黒石会場での御意見等は、全て藤崎校舎の募集停止に対するものである。主なものとしては、

- ○藤崎校舎の教育内容を柏木農業高校に引き継ぐこととしているが、弘前市の一部の地 区からは柏木農業高校には通えない。
- ○りんご生産が主である津軽にとって、特色ある学科である「りんご科」は残さなけれ ばならない。
- ○定員を満たしているのに、何故募集停止とするのか。
- ○せっかくある農場などの資産を無駄にすることを、町民が怒っている。

などの御意見をいただいている。

次に、西北地区の五所川原会場での御意見等は、全て中里高校の校舎制移行に対するもので、校舎制移行という、実質的に分校化されることによって、益々中里高校に進学を希望する生徒が減るということを危惧しており、単独校としての存続を求める御意見があった。

次に、三八地区の南部会場での御意見等である。

南部会場では、個別の学校に対する御意見等はなく、統廃合に伴う、町村部の通学が困難になる子供への対応や、高校においても県独自で教員を増やせないかという質問があった。

次に、三八地区の八戸会場での御意見等である。

個別の学校に対する御意見としては、「八戸商業高校を4学級で維持して欲しい」、「八戸水産高校の学科改編については、地域の意見を聞いて欲しい」という御意見をいただいている。

また、全般的なものとしては、これまで、計画案に対して意見が出されても変更された ことがない、今後、意見が出されて計画案が変更されるのかという質問が出されている。 最後に、上北地区の十和田会場での御意見等である。

署名活動等により、計画案を変更する可能性についての質問のほか、七戸高校の総合学科が非常に良い教育活動をしているので、今後の計画においても、これまでの実績等を参考にした上で考えて欲しいとの御意見等をいただいている。

なお、第3次実施計画【後期】案については、県議会の中でも、様々な意見をいただいている。主なものとしては、

- ○教育委員会の会議は公開が原則である。後期計画は、人事案件ではないので、公開の 会議で検討を行うべきではないか。
- ○教育委員会は、地域住民の意向を十分に反映していないのではないか。県民の意見に ついては、真摯に向き合うべきである。
- ○計画の基本的な考え方については賛成であるが、例えば、八戸水産高校の情報通信科 については、教育内容を残していただきたいので、学科改編を検討する際は、しっか りと検討してほしい。
- ○藤崎校舎存続に関する6万の署名は民意である。きちんと議論すべきではないか。
- ○東日本大震災による東北の産業構造の変化への対応を検討すべきではないか。
- ○地区説明会の日程には、地元への配慮が必要ではないか。

などであった。

いただいた御意見等については、今後の地区説明会やパブリックコメントの状況も合わせて整理し、次回以降の教育委員会定例会において、県教育委員会としての対応を検討し

たいと考えている。

(委員長)

いただいた御意見への対応については、全ての会場が終わってから、まとめて議論することになると思うが、基本的には、全県平等性が保たれるということ、それから、基本的な姿勢、子どもたちの事を最優先に考えるという姿勢を崩さないで、一貫性をもって対応することが大事である。その上で、各地域に応じた配慮を行うことになると思う。

(島委員)

文教公安委員会の中でもかなり厳しい御意見をいただいているように聞いている。県教育委員会が地域住民の意向をあまり汲んでいないという意見があったが、私たちは全県的な視野を持ちつつ、地域の意向を組み込んで計画に反映していくべきであるということを強く感じている。そこはぶれないでいきたいと思っている。そうはいっても、今一度、中南地区の地域の状況を皆で確認しに行って、再度、この計画案について自分たちで確信を持ちたいと思っている。そういう場があった方が良いと思うが、検討してみてはどうか。

(奈良教職員課長)

中南地区の状況について、例えば、学校の状況などを今一度、実際に見る必要があるということであれば、検討させていただく。

(教育長)

県教育委員会は、変えるということがないのではないかということが言われている。私としては、県全体の県民の理解を得られるものであれば、変えることもあり得ると思っている。全県的な視野でみたときに、例えば、「通学できない子どもたちがいるので」というような理由であれば、県民の理解が得られると思う。

(清野委員)

文教公安委員会でかなり厳しく言われたことは私も聞いている。学校の統廃合を進める にあたっての県教育委員会と県議会、行政との関係はどうなっているのか。政治決着とい うのもあるのか。

(奈良教職員課長)

県立学校の設置自体は、知事が行うものであるが、例えば、生徒の募集停止等については教育委員会が行うことになるので、後期の計画案が成案になる際は、教育委員会の場で議案として提出されて、議決していただくということになる。県議会では、地域の状況などを踏まえて、様々、計画に対する意見をいただいている。

(委員長)

そもそも教育委員会は政治から独立しているということで、政治家が教育を動かすことは、あまりあってはならないのかなと思う。意見を伺って、それに対して正しい判断をす

るというのが教育委員会の正しい姿だと私は思っている。

そ の 他 県立高等学校教育改革第3次実施計画【後期】に係る請願について (奈良教職員課長)

県立高等学校教育改革第3次実施計画【後期】について、1件の請願を受理したので、 報告する。

1の「県立中里高等学校に関する要望書」の件は、青森県北津軽郡中泊町大字中里字亀山434番地1、中泊町長 小野俊逸外2名から平成24年7月30日に受理したものであり、内容は、県立中里高等学校の単独校としての存続を求めるもので、県教育委員会委員長あての要望書となっている。

7月に公表した後期実施計画案に対しては、現在、実施している地区説明会、パブリックコメントの他、個別説明会等により、様々な御意見をいただいている。ついては、本件要望内容を含め、計画案に対する御意見への対応について、9月定例会以降に御審議いただき、実施計画の決定をもって、本請願への対応としたいと考えている。